

公益財団法人山形市スポーツ協会賛助会員に関する規程

平成18年 5月23日

財山市ス協規程第19号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人山形市スポーツ協会（以下「市スポ協」という。）定款第38条に規定する「賛助会員」に関することを定める。

(資格)

第2条 「賛助会員」とは、市スポ協の趣旨に賛同して入会した法人会員と個人会員をいう。

(賛助会員に対する事業)

第3条 市スポ協は、賛助会員に対し、次の事業を行う。

- (1) 会員には、会員証を交付する。
- (2) 「賛助会員」は、市スポ協発刊の機関紙等の配布を受けることができる。
- (3) 「賛助会員」は、市スポ協主催の講演会等に参加することができる。

(会費)

第4条 「賛助会員」は年会費を納入するものとする。

- 2 会費の額は、法人会員1口10,000円とし、個人会員1口5,000円とする。
- 3 賛助会費は、毎年度6月末日までに納入しなければならない。ただし、新規加入のときは、入会決定後、速やかに納入するものとする。

(入会)

第5条 賛助会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書（様式1）により、会長に申し込むものとする。

(賛助会員の資格喪失)

第6条 賛助会員が、次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人及び被補佐人
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は団体が消滅したとき
- (4) 賛助会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

(退会)

第7条 賛助会員は、会長が定める退会届（様式2）を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 賛助会員が、次の各号の一に該当する場合は、理事会において3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その賛助会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 市スポ協の寄附行為又は規程に違反したとき

(2) 市スポ協の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき

(賛助会費の不返還)

第9条 既納の賛助会費は、理由のいかんを問わず、返還しない。

(会費の運用)

第10条 この会費は、市スポ協の運用財産に充てる。

(委任)

第11条 この規程の実施に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

(変更)

第12条 この規程の変更は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成18年5月23日から施行する。

附 則 (平成25年3月改正)

この規程は、公益財団法人山形市体育協会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

様式1

令和 年 月 日

賛助会員加入申込書（法人会員・個人会員）

※○印で囲んでください

公益財団法人山形市スポーツ協会の趣旨に賛同し、その事業に協力するために入会いたしたく申し込みます。

口数	口
金額	円

公益財団法人山形市スポーツ協会
会 長 様

〒

住 所 _____

法 人 名 _____

代表者名又は個人名 _____ (印)

電 話 _____

ホームページアドレス（賛助会員の皆様をご紹介します）

様式1-2

令和 年 月 日

賛助会員加入口数変更申込書

公益財団法人山形市スポーツ協会会費口数を本年度より変更いたします。

○現在加入口数 口を 口に変更いたします。

公益財団法人山形市スポーツ協会
会 長 様

〒

住 所 _____

法 人 名 _____

代表者名 _____ ㊟

電 話 _____

ホームページアドレス (賛助会員の皆様をご紹介します)

様式2

令和 年 月 日

賛助会員退会届

公益財団法人山形市スポーツ協会の賛助会員を _____ に
より退会いたします。

公益財団法人山形市スポーツ協会
会 長 _____ 様

〒

住 所 _____

法 人 名 _____

代表者名 _____ ㊟

電 話 _____

ホームページアドレス (賛助会員の皆様をご紹介します)
